

令和3年度 学校いじめ防止基本方針

大分市立鶴崎中学校

1 基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

鶴崎中学校の基本的な方針は、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行うこととする。学校いじめ防止基本方針の啓発のため学校ホームページへ掲載し、広く保護者や地域住民に周知することとし、入学時や学年の開始時に生徒や保護者に説明するものとする。また、「学校いじめ防止基本方針」を定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

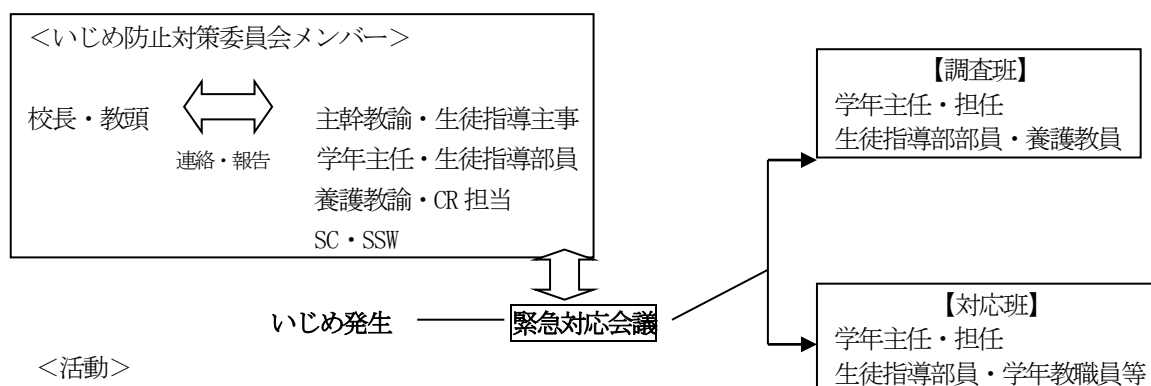
いじめ防止対策推進法第2条による<いじめの定義>

「いじめ」とは児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人間関係」とは、学校内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など当該生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

2 いじめの防止等のための対策となる組織



<活動>

- いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談）
- いじめ防止に関すること。
- いじめ事案に対する対応に関すること。
- いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開催>

- 週1回の生徒指導部会とし、いじめ発生時は緊急開催とする。

3 いじめの防止のための対策となる基本事項

学習活動の充実

本校は、どの子にもやさしく、基礎・基本の定着をめざすユニバーサルデザインの授業を展開する。このことが、学校生活に対する意欲や興味を持つための原点と出発点である。

ア 方法

- ☆「わかりやすさ」と「統一感」のある授業
- ☆1時間完結型授業
- ☆板書の構造化（板書とノートの一体化）
- ☆「めあて」「ながれ」「まとめ」カード利用
- ☆統一感のある授業（パターン化された授業）・チョーク、板書、ノート指導など

日常の充実

ア 学級、学年集会、全校集会

☆いじめの問題は、他人に対する思いやりの心や人権意識の欠如から発生するものである。そこで、いじめの対策として、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心情を育てる場を展開する。

☆自分がいじめられないためとか、かかわり合いを避けるため、観衆や傍観者になっている生徒たちに、自分自身の問題として考えさせる場を設定する。

イ 生徒会活動

☆他人の立場の理解や長所の認知、他人の痛みを感じる共感性や思いやりを持たせる。

☆仲間意識、助け合いの雰囲気を実感させるために、集団活動の場を積極的に活用する。

ウ クラブ活動・部活動

☆指導者は、たえず生徒の活動全体を掌握し、「いじめ」に類する暴力行為を見逃さない。

☆生徒の入部・退部のとき、本人の意思、健康等を考慮して、学級担任や保護者との連絡を密にする。

☆運動部などで、勝利のみを目標とし、あるいは、部の団結を重視するあまり、「しごき」の名をかりて、上級生や力のある者が他の者に能力を越えた練習を強いたり、さらに、暴力的行動にまで及ぶことのないよう、十分指導する。

いじめに対する基本的な姿勢

ア 「いじめることは人間として絶対に許されない」

☆いじめに対してまず誰よりもいじめる側が悪いのだという認識に立ち、全教師が協力してこれを排除するという共通の認識を持たねばならない。このような教師の厳しい姿勢が生徒に理解されたとき、いじめ解消の出発点に立つことになる。正義感、大人よりもむしろ生徒の気持ちに強く訴える部分があると言われる。教育活動のあらゆる場面や機会を通して、不正を憎み、真の勇氣とはどんなものなのかを理解させる。けんかやふざけあいであっても見えない所で被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の被害性に着目し、本当にいじめがないのかを見極める必要がある。

イ 厳しい姿勢で対処

☆不正義は許さないという全教師の毅然とした姿勢と、被害者に対して親身の指導と、必ず守ってやるという力強いことばと自信のある態度が、被害者を安心させ、いじめを学校から追放するスタートとなる。

全職員による指導

☆いじめの重大性を全職員で認識し、特定の教職員だけに任せず、好調を中心に分掌・係が情報を共有し連携し合う。

いじめを発見する体制

ア いじめの指導で何よりも大切な早期発見

☆欠席、遅刻、早退を正確にチェックする。

☆学年会・職員会議・指導部会で情報交換を行う。また、養護教諭の情報を大切にする。

イ 校内の生徒の人間関係

☆一人ひとりの生徒との接触の機会をふやし、生徒の動き、友人関係を知る。

ウ 保護者との緊密な情報交換

☆家庭訪問、電話、連絡帳、手紙、日記、各種提出物のコメント等を通して、たえず学校と保護者との情報交換を行い、相互理解を図る。

☆保護者と学校がよりよく生徒を理解するために、授業参観、学級懇談会、オープンスクールを積極的に取り入れる。

エ 小中の連携

☆小中連携支援シートを活用し、小中連絡会や職員会議等で情報交換を行い、入学時に支援方針についての共通理解を図るとともに支援方針の見直しや検討をする際の参考にする。

オ アンケートの実施

☆毎月「心の健康観察アンケート」を実施し、生徒の様子や実態、悩みなど把握し、必要に応じて面談を行う。

☆全体で共通理解をし、いじめの早期発見、早期解決に努める。

相談窓口の確立

☆生徒とその保護者に対しても、悩みや問題がある時に、相談の窓口があることを知らせる。

☆教育相談係・生徒指導主事がいじめ相談窓口を担当する。

☆教育相談活動（2者面談）を6月・11月・2月に行う。

☆いじめアンケートを7月・12月に行う。

関係機関と連携

☆関係機関との連携を緊密にする。いじめを確認した場合はすぐに教育委員会に「いじめ第一報」を入れ、3か月後には「いじめ続報」を入れる。場合によっては、子ども家庭支援センター、児童相談所、警察などに協力を要請する。いじめの相談は関係諸機関に持ち込まれることが多いので、積極的に学校からも出向いて情報交換をし、連携・協力を深める。

☆地区の連絡会や自治会との連携を図り、共に生徒の健全育成に努めるという関係づくりを行う。

校内研修

☆いじめに対応するために、全教職員で研修を深める。

☆資料や情報を全教職員のものに還元する。

☆事例研究会を開く。

☆管理職は、研修度、教職員のいじめ問題への対応に関する理解度の把握に努め、研修方法や内容のさらなる改善・充実を図る。

学級担任としての指導のポイント

ア 学級経営

☆生徒の実態を把握し、好ましい人間関係を育てる。

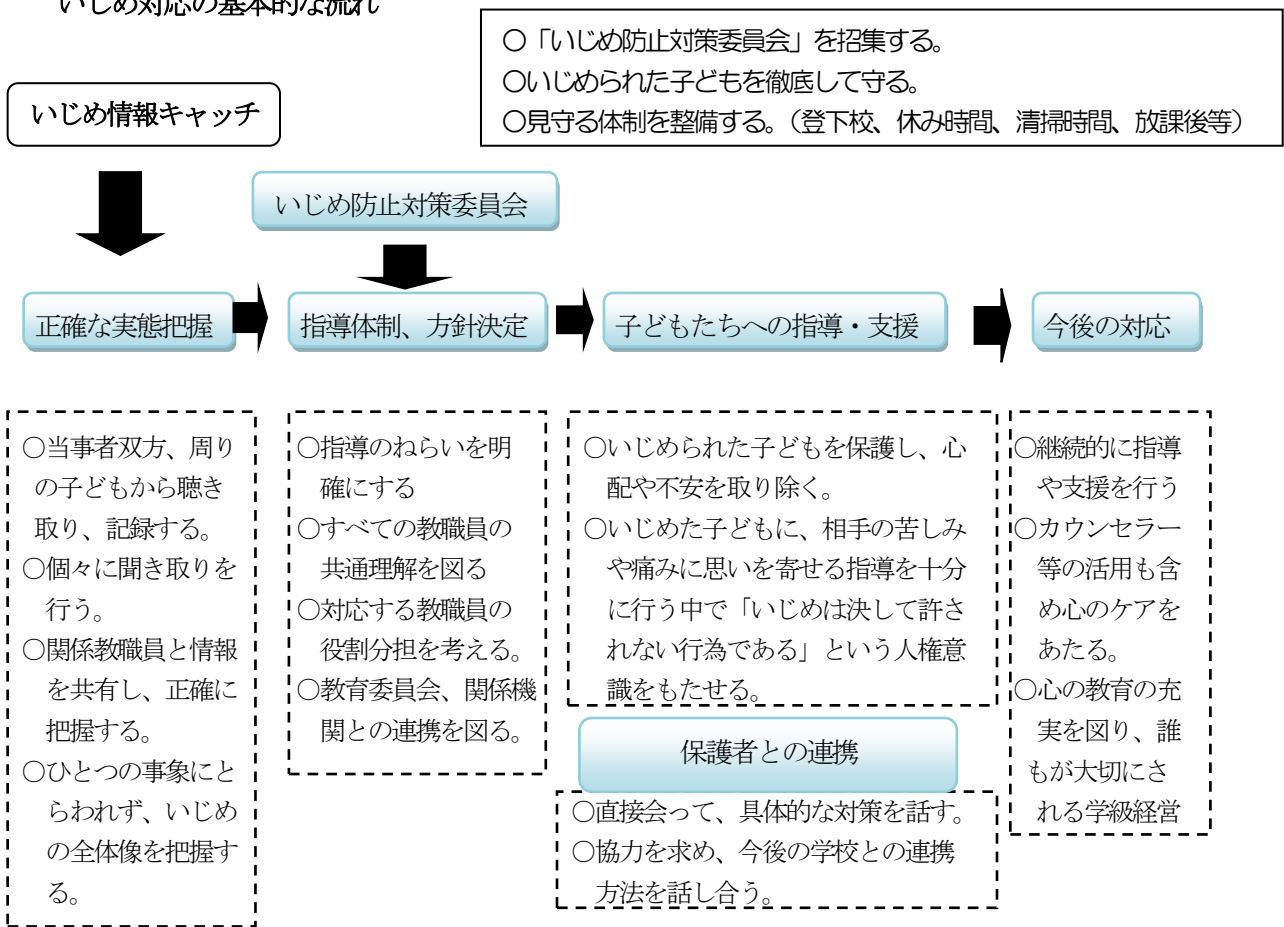
- ☆一人ひとりの生徒を生かす学級経営を行う。
- ☆全ての生徒に出番をつくり、団結力を高める。
- ☆暖かみのある学級の雰囲気をつくり、一人ひとりの所属感を強めていく。

イ 個別指導

- ☆生徒理解のために一日一言は声をかけ、心のふれあいを大切に、毅然とした態度で指導にあたる。
- ☆個別指導を進めていくうえでは、何よりも生徒との信頼関係が大切である。
- ☆日常から不正義に対しては毅然とした態度で臨み、正義や心理を大切にする。
- ☆教育活動における教師の姿勢や態度が大きな影響を与えることを再認識する。

4 いじめ対応について

いじめ対応の基本的な流れ



いじめ発見時の緊急対応

いじめを認知した教職員は、その時に、その場で、いじめを止めるとともに、いじめにかかわる関係者に適切な指導を行わなければならない。あわせて、ただちに学級担任、生徒指導担当に連絡し、管理職に報告後、いじめ防止対策委員会を開催する。その後「いじめ第1報」及び「いじめ続報」を提出する。

ア いじめられた子ども・いじめを知らせた子どもを守り通す

☆いじめられていると相談に来た子どもや、いじめの情報を伝えに来た子どもから話を聴く場合は、他の子どもたちの目に触れないよう、場所、時間等に慎重な配慮で行う。また、事実確認は、いじめられている子どもといじめられている子どもを別の場所で行うことが必要である。

☆状況に応じて、いじめられている子ども、いじめ情報を伝えた子どもを徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等において教職員の目の届く体制を整備する。

イ 事実確認と情報の共有

☆いじめの事実確認においては、いじめの行為を行うに至った経過や心情などをいじめている子どもから聴き取るとともに、周囲の子どもや保護者など第三者からも詳しく情報を得て正確に把握する。なお、保護者対応は、複数の教職員で対応し、事実に基づいて丁寧に行う。

☆短時間で正確な事実関係を把握するため、複数の教職員で対応することを原則とし、管理職の指示のもとに教職員間の連携と情報共有を随時行う。

いじめが起きた場合の対応

学校の対応については、随時記録を残すとともに、関係文書の保存（アンケートを含む）に当たっては、該当生徒が卒業後5年間保存することとする。

ア いじめられた子どもに対して

☆事実確認とともに、まず、つらい今の気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。

☆「最後まで守りぬくこと」「秘密を守ること」を伝える。

☆必ず解決できる希望を持たせることを伝える。

☆自信を持たせる言葉をかけるなど、自尊感情を高めるよう配慮する。

☆ただちに、いじめ第1報を提出する。いじめが起きて3か月が経過し、「いじめ続報」を提出した後も本人の生活と加害生徒との関係を注意深く観察し再発防止に努める。

イ 保護者に対して

☆発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者に面接し、事実関係を伝える。

☆学校の指導方針を伝え、今後の対応については、随時報告し、意向を聞き取る。

☆保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。

☆継続して家庭と連絡を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

☆家庭で子どもの変化に注意してもらい、どのような些細なことでも相談するよう伝える。

ウ いじめた生徒に対して

☆いじめた気持ちや状況などについて十分に聞き、生徒の背景にも目を向け指導する。

☆心理的な孤独感・疎外感を与えないようにするなど一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行い、いじめが人として決して許されない行為であることやいじめられる側の気持ちを認識させる。

エ 保護者に対して

☆正確な事実関係を説明し、いじめられた生徒や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、よりよい解決を図ろうとする思いを伝え、学校の対応について正確な情報を伝える。

☆「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。

☆生徒の変容を図るために、今後のかかわり方などを一緒に考え、継続的な支援や助言を行う。

オ インターネット上のいじめに対して

☆上記と同じ対応をするが、情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対しても必要な啓発を図る。

重大事態への対処

ア 重大事態の意味（法28条）

(1) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

※「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」とは

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

(2) いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」とは

- ・不登校の定義をふまえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も、教育委員会又は学校の判断で重大事態と認識する。

イ 重大事態の報告

学校が重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う

学校 ⇒ 教育委員会 ⇒ 市長

ウ 重大事態発生時の調査及び調査主体

法28条の調査は重大事態に対処するとともに同種の事態の発生の防止に資するために行う。

調査は、学校が主体となって行うが、教育委員会が主体となって行う場合もある。教育委員会が主体となって行う場合とは、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合をいう。

エ 調査を行うための組織

(1) 学校が調査主体となる場合

学校設置のいじめ防止対策委員会を母体としての調査を行う。

(2) 教育委員会が調査主体となる場合

教育委員会が設置した「大分市いじめ問題第三者調査委員会」が調査を行う。